

尾花沢市障害者活躍推進計画

機 関 名	尾 花 沢 市
任 命 権 者	尾花沢市長 菅 根 光 雄
計 画 期 間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
尾花沢市における障害者雇用に関する課題	尾花沢市においては、平成30年に障害者の雇用状況について再点検を行ったところ、12月1日現在では尾花沢市としては法定雇用率及び法定雇用障害者数ともに充足されていたものの、尾花沢市教育委員会においては達成できていなかった。この現状を踏まえ、人事については一元的に尾花沢市が管理していることから、平成31年4月に特例認定を受け、両機関の障害者雇用について一元的に管理し取り組みを推進している。令和元年6月1日時点で特例認定機関として、2名の不足が生じていたことから、令和元年12月1日より新たに2名雇用し法定雇用障害者数は達成した。しかし、率ベースで見ると法定雇用率2.5%には至っておらず、今後は法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障害者である職員の活躍のためには、障害者雇用に係る全庁的な職員への意識付けと、更なる体制整備と各種取組が必要である。
目 標	
①採用に関する目標	計画期間内に、実雇用率2.6%以上を目指す。 (参考) 尾花沢市の令和元年12月1日時点の実雇用率 2.28% 令和3年4月1日より地方公共団体の法定雇用率2.6%
②定着に関する目標	なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
取 組 内 容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。(令和元年12月2日選任済) ○障害者職業生活相談員(令和元年12月2日選任済)を選任し、障害者である職員の各種相談に対応するとともに、相談窓口について庁舎内への掲示等により周知する。 ○障害者職業生活相談員については、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。 ○障害者雇用に係る取り組みについて、職員向けに適宜情報発信を行い、全庁的に障害者雇用に係る理解を深める。

<p>2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○障害者との面談等の実施により、障害者と業務の適切なマッチングができていないか点検を行い、必要に応じて検討する。</p>
<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、適宜面談等も実施し、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○就労にあたっては、障害の状況及び本人が希望を踏まえつつ、短時間での勤務など、働きやすい勤務条件について配慮する。</p> <p>○時間単位での年次有給休暇や各種休暇の利用を促進する。</p> <p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できるといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>4. その他</p>	<p>○障害者就労施設等からの物品等の販売に対して購入を促進し、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>